

国民健康保険のお知らせ

【問合せ】▶保険料の算定、加入・脱退の届け出…医療保険年金課国保資格係 ☎(5273)4146、▶医療費等の保険給付…国保給付係 ☎(5273)4149、▶保険料の納付相談…納付相談係 ☎(5273)3873・☎(5273)4530、▶保養施設…庶務係 ☎(5273)4078(いずれも本庁舎4階・☎(3209)1436)へ。

31年度国民健康保険料を改定

保険料を毎年見直し、均等割額・所得割額を改定しています。31年度の保険料は、下図のとおりです。

※新宿区ホームページに、前年中の総所得金額等や年齢を入力すると、保険料を計算できる「試算シート」を掲載しています。



基礎賦課額 (医療分)	後期高齢者支援金等 賦課額(支援金分)	介護納付金賦課額 (介護分)	年間 保険料
【均等割額】 39,900円 ×世帯の加入者数 + 【所得割額】 世帯加入者全員の 31年度の 算定基礎額(※) ×100分の 7.25	【均等割額】 12,300円 ×世帯の加入者数 + 【所得割額】 世帯加入者全員の 31年度の 算定基礎額(※) ×100分の 2.24	【均等割額】 15,600円 ×世帯の加入者のうち 40歳以上65歳未満の方の人数 + 【所得割額】 世帯の加入者のうち 40歳以上65歳未満の方の 31年度の算定基礎額(※) ×100分の 1.66	
賦課限度額 61万円	賦課限度額 19万円	賦課限度額 16万円	

※算定基礎額…平成30年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

◆保険料の納付方法

31年度保険料の納入通知書は、6月に発送します。1年間の保険料は、6月納期分～2020年3月納期分の10回に分けて納めてください。納付書は、1期(6月納期分)～4期(9月納期分)を6月に、5期(10月納期分)～10期(2020年3月納期分)を10月に発送します。なお、6月は一括払い用の納付書も同封します。

※31年1月2日以降に新宿区に転入した方へ6月に発送する納入通知書では、均等割額のみをお知らせします。その後、前住所地の住民税の課税内容から算定基礎額を計算し、所得割額を確定した上で、保険料の変更通知をお送りします。

◆加入・脱退の届け出は14日以内に～やむを得ず遅れた場合も必ず届け出を!

退職等で勤務先の健康保険をやめたときや国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届け出が必要です(自動的に切り替わりません)。

国民健康保険の資格は、「加入しなければならない日」から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

◆届け出は医療保険年金課・特別出張所へ

▶勤務先の健康保険等をやめて国民健康保険に加入するときは資格喪失証明書をお持ちください(扶養家族がいないときは退職証明書でも代用可)。

▶新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険を脱退するときは国民健康保険証と、勤務先の新しい保険証をお持ちください。郵送でも手続きできます。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。



★申告が済んでいない方は31年度の住民税の申告を

保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算します。31年1月1日に住民登録のあった区市町村で、住民税の申告をしてください(確定申告をした方は、住民税の申告は不要)。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係へ。

◆国民健康保険料は必ず納めましょう

国民健康保険に加入している皆さんは、医療費の一部を負担して医療を受けるとともに、保険料を納める義務があります。

●保険料を納めない

未納期間に応じて、次の措置を取ります。特別な事情があるときは、お早めにご相談ください(毎月第4日曜日に実施する休日納付相談もご利用ください)。

▶督促や催告をしても納付がない場合、通常の保険証に代え、有効期限の短い保険証(短期証)や資格証明書を交付します。資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることを証明するもので、医療費は通常の自己負担分(3割)ではなく、全額(10割)を支払うことになります。後日、療養費として申請すると、保険者負担分(7割)をお支払いしますが、滞納状況により保険料に充当します。

▶高額療養費等保険給付金の全部または一部を、未納の保険料に充てる場合があります。また、保険料を滞納している方は「限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)」の申請はできません。

▶保険料滞納の状態が続くと、法律に基づいて預貯金・給与・生命保険などの財産の差し押さえを行う場合があります。

▶納期までに保険料の納付がない場合、納期の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金が加算されます。

【問合せ】医療保険年金課納付相談係へ。

◆ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用してみませんか

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(新薬)と同等の品質・安全性を持つ医薬品で、薬事法に基づき承認されているものです。利用できるときは、薬代を安くすることができます。利用を希望する方は、医師または薬剤師にご相談ください。

●「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」について

生活習慣病等で服用が必要となる医薬品について、ジェネリック医薬品を利用した場合、一定以上自己負担額の軽減が見込まれる方にその差額をお知らせする「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月・10月・2020年2月に発送する予定です。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係へ。



◆保養施設をご利用ください◆

▶保養施設…全国の「かんぱの宿」を利用できます。詳しくは、医療保険年金課・特別出張所で配布の「保養施設のご案内」をご覧ください。

▶夏季保養施設…区が契約する旅行会社の店舗で取り扱う宿泊施設等を利用する場合、宿泊料の一部を補助します。詳しくは、「広報新宿」などでお知らせします。

国保温泉センター割引利用券の配布

都内の次の施設の割引利用券を、医療保険年金課・特別出張所で配布しています。料金等詳しくは、下表の各施設へお問い合わせください。

施設名・所在地・電話	割引・入館料金	
	大人	小学生
①檜原温泉センター 数馬の湯 (檜原村2430) ☎042(598)6789	入館料金から 300円割引	入館料金から 200円割引
②奥多摩温泉 もえぎの湯 (奥多摩町氷川119-1) ☎0428(82)7770	入館料金700円	入館料金250円
③秋川渓谷 瀬音の湯 (あきる野市乙津565) ☎042(595)2614	入館料金から200円割引	
④生涯青春の湯 つるつる温泉 (日の出町大久野4718) ☎042(597)1126	入館料金から200円割引	

【問合せ】医療保険年金課庶務係へ。

75歳以上等の後期高齢者医療制度に加入している方へ

入院時負担軽減支援金の申請を

医療機関に年度内(4月1日～翌年3月31日)で通算して7日以上入院した場合、日数に応じて1万円～3万円を支給します(介護施設への入所は対象外)。

【入院期間と支給金額】

▶7～60日…1万円、▶61～120日…2万円、▶121日以上…3万円

※年度内3万円が限度。新宿区の後期高齢者医療制度に加入した日以降の入院が対象です。

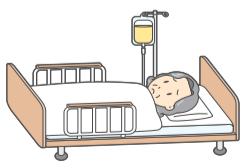
【申込み】次の書類を高齢者医療担当課高齢者医療係または特別出張所へ直接、お持ちください。

▶入院期間が分かる病院等の領収書原本(コピーは不可。窓口でコピーして原本はお返しします)

▶後期高齢者医療被保険者証

▶入院した方の口座内容がわかる通帳等と印鑑(入院していた方が亡くなった場合は相続人の口座内容がわかる通帳等と印鑑)

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562・☎(3203)6083へ。



区役所の職員を装った 還付金詐欺が発生しています

「区健康保険課職員」をかたり、電話でお金をだまし取る還付金詐欺が発生しています。区内でも被害に遭われた方がいます(新宿区に健康保険課という組織はありません)。ご注意ください。

【還付金詐欺の手口】

▶平成29年から30年にかけての医療費の還付が2～3万円ある。手紙で通知しているが連絡がなかったため電話した。

▶今日が手続きの締切日のため、銀行名を教えてください。

▶銀行から連絡があるので、指示に従うように。

★その後、銀行員をかたる犯人から電話で、ATM(現金自動預払機)に誘導されます。

★犯人からの指示に従いATMを操作すると、犯人の口座にお金を振り込んでしまいます。

区の職員が電話で銀行名や口座番号を聞くことはありません。不審な電話がかかってきた場合は、警察に通報してください。

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)3532・☎(3209)4069へ。

